庄原市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員)公募のご案内(追加募集)

農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を令和2年2月20日から令和2年3月31日まで募集しましたが、定員に達しなかったため、追加募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数

5人(農業委員会が定めた地区ごとに募集)

(2) 募集地区

地区	区域	定数
庄原1地区	西本町一丁目~四丁目、中本町一丁目~二丁目、東本町一丁目~四丁目、本町、川手町、宮内町、永末町、大久保町	1人
庄原2地区	高町下(寺川から植松)※、小用町	1人
東城2地区	保田、川鳥、森、田黒、菅、受原	2人
東城4地区	竹森、粟田	1人

※高町下と上は寺川を地区境としています。(寺川は河川名です。)

(3) 任期

令和2年7月20日から令和5年7月19日

(4) 身分

庄原市特別職の非常勤職員

(5) 報酬

月額25,200円(※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額が支給されます。)

2 主な業務

- (1) 毎月1回程度の会議等への出席
- (2) 人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合いへの参加
- (3) 農地等の利用の最適化の推進
 - ①農地等の集積・集約化
 - ②耕作放棄地の発生防止・解消
 - ③新規参入の促進
- (4) 農地パトロール (農地利用状況調査)
- (5) 農業者の意向確認など調査活動
- (6) 研修会等の自己研さん
 - ※業務は、主に今回応募される地区を担当します。

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

- (1) 農業者、その他の関係者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体、その他の関係団体からの推薦
- (3) 個人による応募

6 推薦の手続

推進委員を推薦しようとする農業者、その他の関係者又は農業者が組織する団体、その他の関係団体は、 所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市農業委員会事務局・各支所(農業委 員会出張所)へ提出してください。(ファックス、電子メールなどの申込はできません。)

- ・農業者、その他の関係者が推薦する場合
- ・農業者が組織する団体、その他の関係団体が推薦する場合
 - ……様式第2号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書(団体推薦用)

7 個人による応募の手続

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、 庄原市農業委員会事務局・各支所(農業委員会出張所)へ提出してください。(ファックス、電子メールなど の申込はできません。)

- 個人により応募する場合

8 推薦・応募の受付期間

令和2年4月1日(水)から令和2年4月17日(金)まで【必着】

- ・申込書を持参される場合は、閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。
- 郵送の場合は、書留とし、令和2年4月17日(金)午後5時15分必着とします。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、庄原市ホームページからダウンロードできます。また、つぎの窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。募集案内及び申込書の配布は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

- 庄原市農業委員会事務局(庄原市役所本庁舎 4 階)
- 各支所 農業委員会出張所
- 庄原市企画振興部農業振興課(庄原市役所本庁舎 4 階)

10 選考方法

庄原市農業委員会において、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。

11 申込者等に関する情報の公表及び選考結果の通知

推薦・応募された内容は、一部を除き募集終了後に庄原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめ ご了承ください。

(公表内容)

- (1) 推薦又は応募する地区
- (2) 推薦をする者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者(団体)の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受けるものを庄原市農業委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が庄原市農業委員に応募しているか否かの別

選考結果については、本人に通知します。

12 農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、庄原市農業委員会が委嘱します。

13 その他

(1)申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。

14 申込の提出先・問合せ先

申込書の提出先はつぎのとおりです。

【本庁】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10番 1号 庄原市農業委員会事務局(市役所本庁舎 4階) 電話 0824-73-1133

【各支所内 農業委員会出張所】

 〒729-5792
 庄原市西城町大佐 737 番地 3
 〒727-0402
 庄原市高野町新市 1171 番地 1

 庄原市西城支所
 西城出張所(電話 0824-82-2181)
 庄原市高野支所
 高野出張所(電話 0824-86-2113)

 〒729-5121
 庄原市東城町川東 1175 番地
 〒727-0301
 庄原市比和町比和 1119 番地 1

 庄原市東城支所
 東城出張所(電話 08477-2-5008)
 庄原市比和支所
 比和出張所(電話 0824-85-3003)

 〒728-0502
 庄原市口和町向泉 942 番地
 〒729-3703
 庄原市総領町下領家 280 番地 1

 庄原市口和支所
 口和出張所(電話 0824-87-2113)
 庄原市総領支所
 総領出張所(電話 0824-88-3065)

15 問合せ先

庄原市農業委員会事務局 電話 0824-73-1133 又は 庄原市企画振興部農業振興課 電話 0824-73-1131